

お勧め助成金の抜粋

1. 中小企業緊急雇用安定助成金

事業活動の縮小をする場合に休業、教育訓練または出向を行う場合にそれらに伴う賃金負担額の一部を助成

支給額	
休業	1人1日分大臣が決める額の5分の4
教育訓練	1人1日分大臣が決める額の5分の4 + 1人1日6,000円 (事業所内訓練は3,000円)
出向	出向元事業主の負担額の5分の4
上乗せ支給	休業等開始の前6か月と、休業等開始後1か月の判定期間中に、解雇者や特定受給資格者を出さず、労働者の減少が20%以下に抑えられていると、受給率が10分の9に上昇

2. 特定就職困難者雇用開発助成金

中高年齢者をハローワークや民間職業紹介業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給

対象労働者		支給額	助成対象期間
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	90万円 (3)	1年
	重度障害者等を除く身体・知的障害者	135万円	1年6か月
	重度障害者等(1)	240万円	2年
労働者 2 間	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60万円	1年
	身体・知的・精神障害者	90万円	1年6か月

(1) 重度身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者
(2) 週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者
(3) 大震災被害者雇用はこの額

3. 試行雇用奨励金・若年者等世紀雇用化特別奨励金

就職の困難な特定の求職者層についてトライアル雇用終了後に雇用期間の定めのない労働契約により継続して雇用する事業主に対し奨励金を支給

試行雇用奨励金	若年者等正規雇用化特別奨励金
1か月4万円 最大3か月で12万円	中小企業 100万円(3回に分けて支給) 入社日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者等が適当であると 安定所長が認める者

4. 均等待遇・正社員化推進奨励金

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図る為、正社員への転換制度等を導入・運用した場合に支給

対象労働者		支給額
正社員転換制度	正社員転換制度を導入し1人を転換	40万円
	正社員になった人が2人以上(10人まで)	20万円
	2人目以降母子家庭の母	30万円
共通処遇制度	正社員と共通の処遇制度を導入	60万円
共通教育訓練制度	正社員と共通の教育訓練制度	40万円
健康診断制度	パートタイマー、有期契約社員に4人以上健康診断	40万円
短時間性社員制度	短時間正社員制度を導入し、1人を適用	40万円
	短時間正社員になった人が2人以上(10人まで)	20万円
	2人目以降母子家庭の母	30万円

5. 実習型試行雇用奨励金・正規雇用奨励金

非正規労働者など十分な技能・実習型雇用により受け入れる事業主に定額で支給

実習型雇用助成金	正規雇用奨励金
月額10万円 実習型雇用により求職者を受け入れた場合 最大6か月まで	一時金100万円 受入後、正規雇用した場合 6か月経過後、1か月以内申請

6. 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

派遣先で派遣労働者を雇い入れた場合に奨励金を支給

	期間の定めのない 労働契約	6か月以上の期間の定めのある 労働契約
6か月経過後	50万円	30万円
1年6か月経過後	25万円	10万円
2年6か月経過後	25万円	10万円

7. 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金・3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

大学等を卒業後3年以内の人を正規雇用に向けてまず

	支給される時	支給額	震災特例
3年以内既卒者トライアル 雇用奨励金	有期雇用期間(原則3か月)	1人月10万円、最大30万円	-
	正規雇用移行から3か月	一時金 50万円	一時金 60万円
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	正規雇用から6か月経過後	100万円支給 (1社1回限り)	120万円支給 (1社10回まで)

上記以外の助成金もたくさんあります。詳しい内容は当事務所までご相談下さい。